

自治体公益法人の実態に関する調査報告

2009年4月

共同研究・自治体公益法人調査委員会

(主査：辻山幸宣・(財)地方自治総合研究所・所長)

(社)北海道地方自治研究所 (社)東京自治研究センター

(社)神奈川県地方自治研究センター 愛知地方自治研究センター

大阪地方自治研究センター 自治研究センターおかやま 佐賀県地方自治問題研究所

熊本県地方自治研究センター (財)地方自治総合研究所

調査委員会事務局：(財)地方自治総合研究所

調査の目的

2006年6月に公布された公益法人制度改革関連3法、すなわち、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）が2008年12月1日より施行され、公益法人制度改革がスタートした。

これを受け、民法旧第34条に設立根拠を持つ従来の社団・財団法人は、2013年11月30日までに所要の手続きを済ませ、一般社団・財団法人か公益社団・財団法人のいずれかを選択し移行すること、または自主的な合併・解散をすることとされた。期限までに移行手続きが済まなかった団体は、自動的に解散となる。本調査は自治体が出資・出捐する全国約4,000の公益法人（出資比率を問わず、以下、「自治体公益法人」と呼ぶ）を対象に旧公益法人制度の最後の姿を明らかにし、新制度に踏み出した第一歩の方向性を探るために調査が設計された。

調査の目的は、まず、この時点で公益法人側が自らの進路に対してどのような展望をどのような根拠に基づいて持っているのかということ明らかにしようとするものである。その中で、法人の存続や事業の継続がどのような条件の下に描かれているかも明らかにする。また、設置した自治体との関係がどのような影響を与えるかという点についても調査する。次に指定管理者制度に絞って法人の関わりと今後への意向を明らかにする。自治体公益法人は「公の施設」の管理形態の変化とともに増加を繰り返してきた。近接した指定管理者制度の導入と公益法人制度改革が自治体公益法人に与えている影響について明確にする。あわせて、今後の公共サービス提供外部化の論点を探る。調査票は本報告末尾に記載の通りである。

調査対象等

2006年1月1日現在に存在する、自治体が出資している全民法法人（社団・財団法人）

回答基準日は2008年12月1日現在

調査期間 2008年12月16日～2009年1月12日

郵送・返送方法による書面調査

送付総数 4,163通

解散の連絡 166通

不達 84通

有効送付調査票 3,913通

有効回答 2,485通

回収率 63.51%

報告書の構成

I 法人の経営状況

調査時点での法人の経営状況および出資・出捐自治体の対応について分析する。主にQ 1 からQ 4に該当する。

II 公益法人制度改革への対応

各法人の移行方針の決定状況や、決定要因等について分析する。主にQ 5 からQ 8に該当する。

III 指定管理者制度の影響

2003年の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度と公益法人制度改革との関係性について分析する。Q 9に該当する。

留意事項

対象団体の特定には、総務省の「第三セクター等の状況に関する調査（以下、「三セク調査」と略記する。）」2006年版を用い、集計時点において当該名簿の調査結果と本調査とを照合させた。報告書中で本調査の設問にはない項目とのクロス集計等を行っているものについては、特に断りのない限りはこの総務省調査の調査項目を用いたものである。

以下、調査結果を記す。

I 法人の経営状況

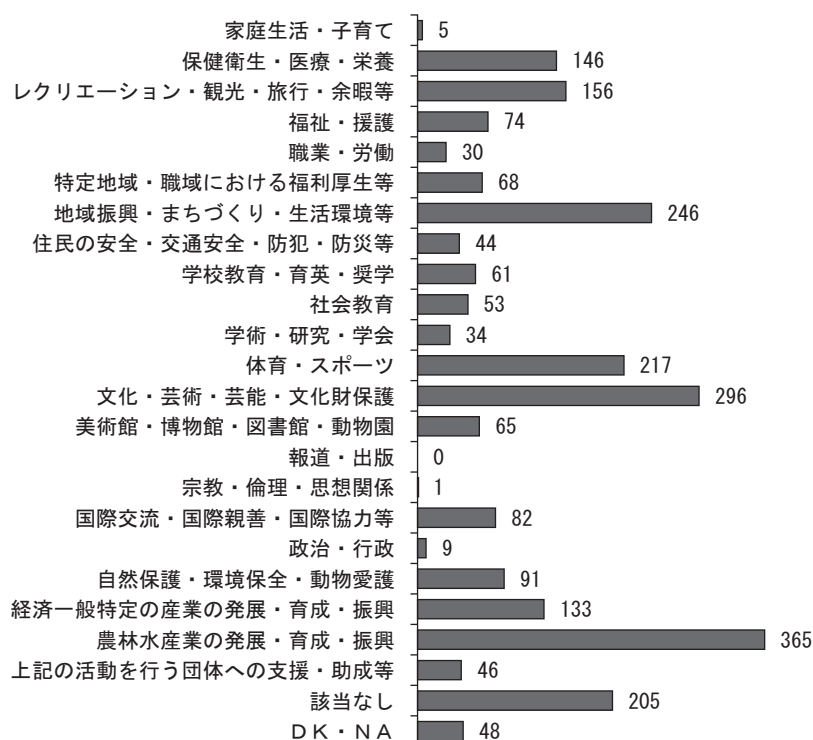
自治体公益法人の活動領域は多岐にわたっており、その活動内容や主な出資自治体の規模ごとに公益法人改革に対する対応も違っていることが想定される。公益法人改革や指定管理者制度への対応についてみる前に、まず自治体公益法人の活動領域、経営状況に関する現状を概観してみたい。

1. 自治体公益法人が担う活動内容と経営状況（Q1）

法人の事業分野の分布について把握するため、主な事業分野について行政改革推進本部事務局の「公益法人の実態把握に係るアンケート調査」の分類に従って聞いた（図表1-1）。最も数が多いのは農林水産業関係分野だが、総務省「三セク調査」2006年度版で最も多かった「教育・文化関係」分野が、今回の調査ではより細分化された結果、数値が分散したため、突出して見えるというのが理由である。

全体的な傾向としては教育・文化関係の分野が依然多く、地域振興・まちづくり・生活環境分野が続いている。一方で、家庭生活・子育て、報道・出版、宗教・倫理・思想関係、政治・行政といった分野は、自治体公益法人においてはごく少数にとどまる⁽¹⁾。

図表1-1 法人の事業分野



(1) 以下で活動分野別の分析を行う際にはサンプル数が少なすぎるために、分析を行うことが技術的に困難な分類もある。そこで、この後の分析においてはもっぱら総務省「三セク調査」の分類を用いることとする。

2. 業務分類ごとに見られる補助金削減の差が法人の経営状況に影響（Q2）

現在、自治体公益法人は、収支相償（事業の収支がほぼつり合っている状態）で順調に経営できている法人が3分の1程度であるのに対して、残り3分の2の法人では諸経費の切り詰めが必要となり、赤字が見込まれる等、厳しい経営状態にある（図表1-2）。全体的な厳しい状況下にある状況を踏まえた上で、業務分類ごとに比べてみたものが図表1-3である（%はその分野ごとの内数。たとえば地域・都市開発関係の事業を行っている自治体公益法人のうち44.1%が経営は「順調」と回答している）。ここからは以下のような点が指摘できるだろう。

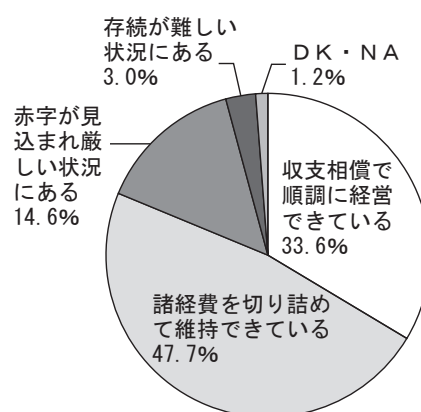
まず、生活衛生分野が比較的順調に経営を行っている理由としては、住民の生活に直結したライフラインの保守に関わる事業であるがゆえに大幅な補助金削減が行われにくいという背景が予想される。

また、運輸・道路関係事業については、国から都道府県へ運輸事業に係る補助金の存在が下支えとなり、経営を支えていることが考えられる。

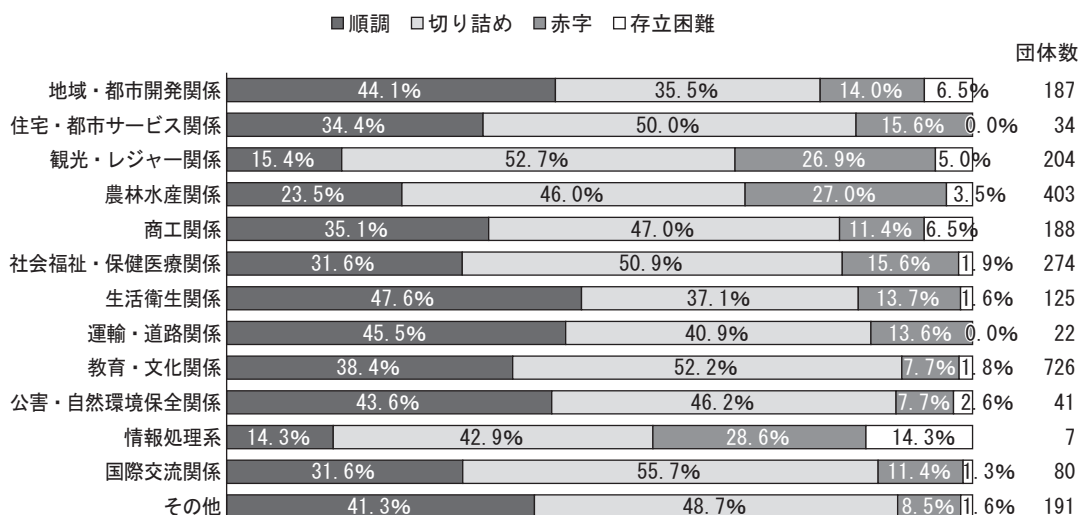
次いで「順調」と答えた割合の多かった教育・文化関係事業に属する法人は、文化関連施設の委託・管理を行っている法人も多い。しかし、今回の調査に寄せられた自由意見として指定管理料と補助金が毎年削減される傾向にあると答えた法人も多く、指定管理料や補助金の削減が法人の収入源に直結する側面も否めない。実際に、経営状況を尋ねる設問で「切り詰め」と答えた割合も多い。

赤字割合は情報処理系の業務分野が最も多いが、他分野と比較してサンプル数が少なく、全体的な傾向か判断しがたい。事業分類を問う設問（Q1）で数の多かった農林水産業についても、自由意見として、複数の法人から国庫補助金の削減による経営難が現状として報告されており、同様に赤字割合の多い観光関係も含めて、そうした法人がそれぞれ4分の1以上に上るのは、全体的に相当数の法人が厳しい経営状態にあると言える。

図表1-2 経営状況



図表1-3 業務分類ごとの経営状況

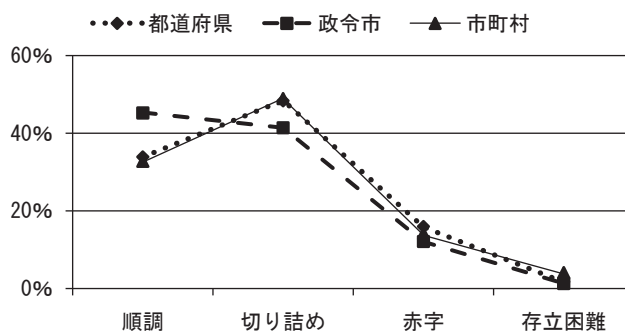


3. 政令市の公益法人の経営状況は比較的安定

次に、主な出資・出捐元の自治体が都道府県、政令市、一般の市町村のいずれかによって、法人の経営状況に差異があるのか、見てみた（図表1-4）。

都道府県・政令市・市町村ごとの経営状況をみると、都道府県と市町村レベルが全体の傾向とほぼ同様の比率となっている。一方、政令市では、順調に経営できている（45.2%）割合が全体傾向よりも約10%高く、切り詰めて維持できている（41.4%）と赤字が見込まれ厳しい状況（12.1%）の割合が全体傾向より若干低めの数値となっており、都道府県、一般市および町村と比較して、政令市の公益法人の経営状況は比較的安定しているようにもみえる。

図表1-4 自治体種別と経営状況



4. 自主財源確保と公益性の確保の両立を求められる公益法人（Q3）

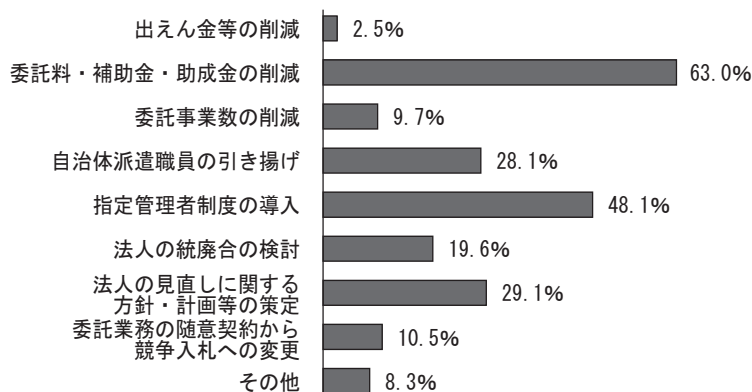
以上に見たように、自治体は出資・出捐主体として法人の経営・方針決定に大きな影響力を持っている。法人に対して現在取り組まれている自治体の施策見直しの動きについて、その状況を見てみよう。

自治体職員の引き揚げはもとより、以前にも増して指定管理者制度を新たに導入する分野を拡大しながら、一方で6割以上の法人が委託料・補助金・助成金は削減されていると回答していることから、今後、法人としては更に厳しい経営が求められる状況にある。

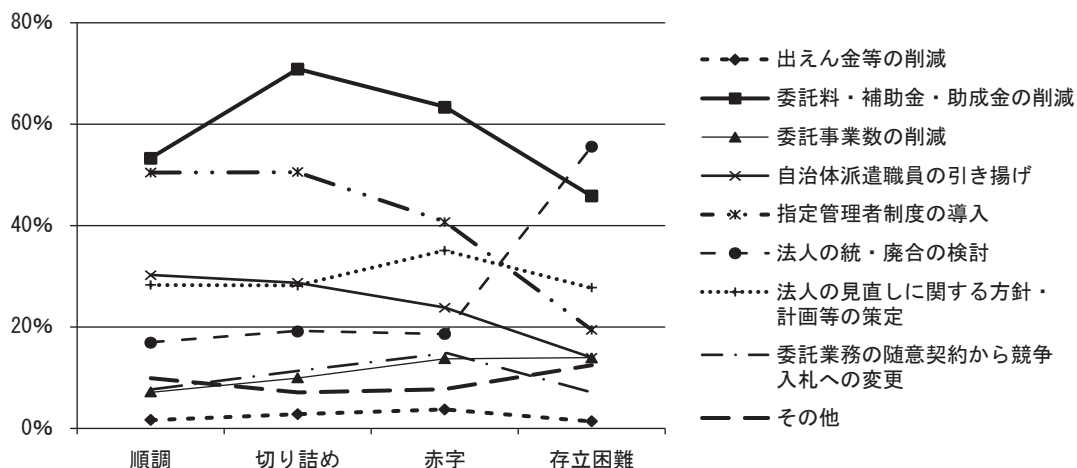
今回の公益法人制度改革も含めて、「法人の見直しに関する方針・計画等の策定」を進めている出資自治体は3割近くを占めている。また、調査を行った法人からは、「公益事業として利益を求めてはいけないという指導がある一方、自治体からは補助金をなくし、自主自立するように求められている」という意見も寄せられた。こうしたことから、経営上は法人に自主財源の確保と自立した事業運営を求める一方で、出資・出損している以上は法人に一定の公益性を確保してほしいといった、難しい舵取りを求める行政の意向が垣間見える。

今回の調査に寄せられた自由意見の中には、出資自治体の問題点を指摘する意見も多く寄せられた。「自治体財政健全化の方針に対する、財政危機による補助金の削減が示されている」、「自治体からの補助委託事業を中心とした公共事業を展開している法人としては、

図表1-5 出資自治体の施策見直しの動き



図表 1-6 法人の経営状況と自治体の対応

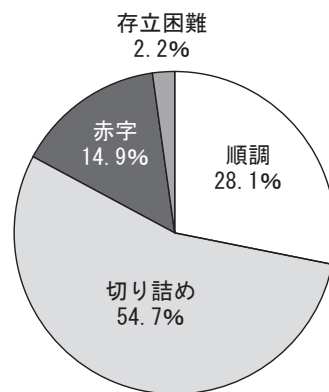


自治体の財政状況に左右される中で安定的な経営（運営）をすることは難しい状況にある」といった近年の自治体財政改革の影響を訴える切実な意見が多い中で、「近年の制度改革や指定管理者制度については、その目的、趣旨を無視した自治体の都合の押し付けが目立ってきた」という、行政改革推進の一方で法人における意思決定の自由度の低さを指摘する意見が寄せられた。

また、収支状況が悪く、存立が困難となっている法人の多くには統廃合が求められている現状が明らかになっている（図表 1-6）。出資自治体の施策見直しの動きを全体で見ると、「法人の統廃合の検討」の回答は19.6%で5位と比較的下位に位置するが、経営状況について存立困難と回答した法人の回答では約半数が該当している。

出資自治体の施策見直しの動き（Q3）で「委託料・補助金・助成金の削減」を挙げた法人の経営状況を全体の経営状況と比較すると（図表 1-7）、順調に経営できている（28.1%）の割合が若干減少し、切り詰めて維持できている（54.7%）の割合が若干増加していることは確認できる。ただし、赤字が見込まれる（14.9%）、存続が困難（2.2%）の割合は全体傾向とほとんど差がみられないため、「委託料・補助金・助成金の削減」が経営状況の悪化にもたらしている影響を把握するには、さらに詳細な分析が必要と考えられる。

図表 1-7 委託料・補助金・助成金削減団体の経営状況



5. 地域との協働より収益事業の強化が優先（Q4）

このように、出資自治体から厳しい要求をされている自治体公益法人は、それに対してどのような取り組みをすることで応えようとしているのだろうか。法人の近年の取り組みについて聞いた（図表 1-8）。

まず、ホームページ等を活用したと思われる「事業のPR強化」が最も多く、次いで公益事業を凌いで「収益事業の強化」が並んでいる。このことは、自治体からの委託料や補助金の削減が進む中で、

法人が経営の安定化と自主財源の確保に努めざるを得ない現状を示している。

また、多くの法人が収益事業と公益事業の兼ね合いで試行錯誤している一方で、「地域との協働の推進」が3割弱にとどまっており、法人の経営改善に向けた取り組みとしては、優先順位が低い傾向にある。専ら施設管理を業とする法人や研究機関などでは地域との協働に取り組みづらい側面もあろう。地域との協働の推進が必ずしも経営改善に効果をもたらすものばかりでないことを考慮する必要があるかもしれない。

いずれの法人も厳しい経営状況の中で職員賃金の引き下げに及ぶ法人が2割ある一方で、役員報酬の引き下げを行った法人は1割にすぎない。職員数に対して役員数の割合はどうなっているのかということも含めて検討の余地が残されている。

6. 経営状況が公益事業へ取り組む姿勢に差をもたらす

これらの取り組みには、法人の経営状況の影響がどのように現れているのだろうか。

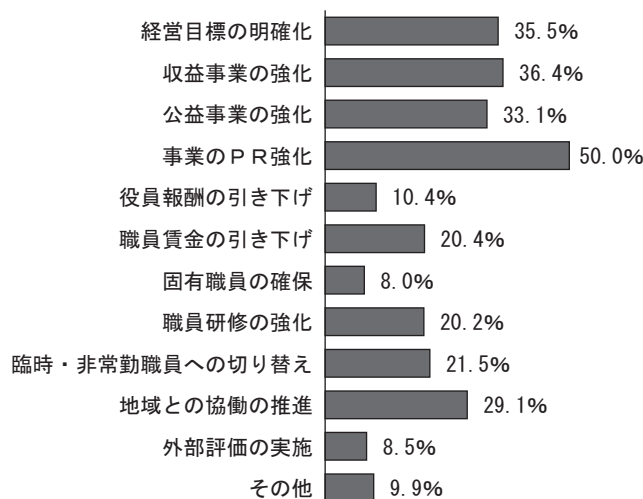
自治体公益法人の経営状況について、順調→切り詰め→赤字を一つの流れとして近年の取り組みを見ると、**図表1-9**から明らかなように、「収益事業の強化」や「職員賃金の引き下げ」が右上がりの傾向を示しており、経営状況が悪化し始めたところで比較的着手されやすい取り組みといえる。経営状況が良いほど事業のPRや公益事業に掛けられるウェイトが大きいのが、逆に経営が悪化するほど、経営目標の明確化など具体的な取り組みの強化が進められている。

一方で、「公益事業の強化」や地域との「協働の推進」が右下がりの傾向を示しており、経営状況の悪化している法人では、これらの取り組みの優先順位が低下している。現行の法人が公益認定を受けるためには公益性の確保が不可欠だが、自治体から経営の自主性を求められている今日では、経営が悪化するほど収益事業に重点を置かざるを得ず、法人としての公益性が失われていくというジレンマを抱えている。

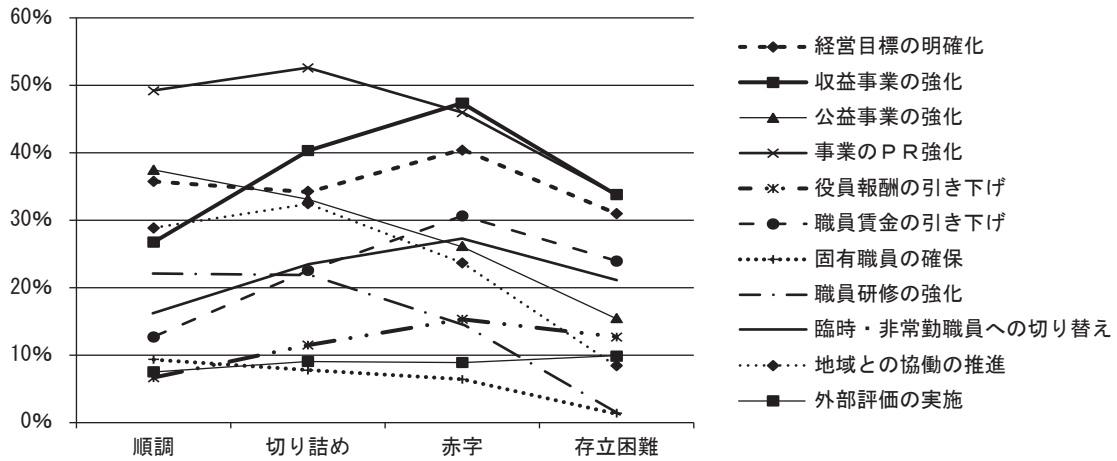
ところで、経営状況を問う設問（Q2）で順調に経営できていると回答した法人が、近年取り組んだこと（Q4）と回答した内容を見ると、上から順に事業のPR強化（49.2%）、公益事業の強化（37.5%）、経営目標の明確化（35.8%）となっている。これに対し、経営状況を問う設問（Q2）で赤字が見込まれると回答した法人が近年取り組んだことの上位は、収益事業の強化（47.4%）、事業のPR強化（46.0%）、経営目標の明確化（40.4%）である。

両者を比較すると、順調に経営できている法人では公益事業の強化に取り組んでいる一方で、赤字の法人では、本来事業とされる公益事業の強化よりも、収益事業の強化に重点的に取り組んでいることがうかがえる。

図表1-8 近年の法人の取り組み



図表 1-9 法人の取り組みと経営状況



図表 1-10 赤字が見込まれる法人の取り組み

図表 1-11 経営状況が順調な法人の取り組み

収益事業の強化	47.35%	事業のPR強化	49.20%
事業のPR強化	45.96%	公益事業の強化	37.48%
経営目標の明確化	40.39%	経営目標の明確化	35.76%
職員賃金の引き下げ	30.64%	地域との協働の推進	28.85%
臨時・非常勤職員への切り替え	27.30%	収益事業の強化	26.76%
公益事業の強化	26.18%	職員研修の強化	22.10%
地域との協働の推進	23.68%	臨時・非常勤職員への切り替え	16.28%
役員報酬の引き下げ	15.32%	職員賃金の引き下げ	12.70%
職員研修の強化	14.48%	固有職員の確保	9.37%
外部評価の実施	8.91%	外部評価の実施	7.52%
固有職員の確保	6.41%	役員報酬の引き下げ	6.66%

7. 小 括

自治体公益法人の経営状態は、全体として切り詰めを必要とされる等、厳しい状況にある。経営状況が厳しい理由としては、出資・出捐する自治体の対応によって相当の影響を受けている状況が明らかになった。また、その影響の度合いには、業務分野ごとに補助金削減の対象となりやすいものとなりにくいものがあることでもたらされていると思われる。

「公益」と「収益」は、概念的に必ずしも対立するものではないが、その両立は容易ではない。補助金削減等が進むなか、法人側は経営改善に向けた取り組みに追われており、それは結果的に公益事業よりも収益事業に積極的に取り組む姿勢となって現れている。経営状況が悪い法人ほどその傾向は強い一方で経営状況が比較的良好と回答している法人では公益事業の強化に積極的に取り組む姿勢が見られる。このような事業内容と経営状況と収益事業との連関性は、今回の公益法人改革への対応の差の根源となり得るものとも思われる。

II 公益法人制度改革への対応

本節では、自治体公益法人が、公益法人制度改革関連3法施行時点で、この公益法人改革に対してどの程度取り組みが進んでいるのか、また法人格移行に対する懸念をどこに抱き、制度をどのように理解しているのかについての調査結果を明らかにする。

1. 移行方針未決定が過半（Q5）

今回の公益法人改革はその法人格のあり方を選択する重要な改革だが、先述のように、移行手続には5年間の猶予がある。まず、自治体公益法人が、法施行時点でどのような移行方針であるかを聞いた。

その結果、**図表2-1**に示すとおり、「未決定」が55.8%と半数を超え、移行方針に関する決定はまだまだ進んでいない状況が明らかになった。

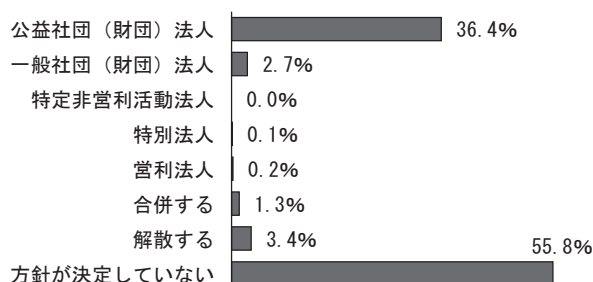
本調査では、移行方針について、公益か一般かの二者択一にとどまらず、調査者側で可能性のあるものを想定して問うている。すなわち、①公益社団・財団法人への移行、②一般社団・財団法人への移行、③NPO法人への移行、④特別法人（社会福祉法人、医療法人、学校法人など）への移行、⑤営利法人への転換、⑥合併、⑦解散、⑧収益事業の一部の他団体への移管が考えられるが、移行方針を決定している44.2%の自治体公益法人のうち、公益社団・財団法人への移行を選択した法人が36.4%（移行方針決定済み法人の82.4%）で大多数を占める結果となった。一方、公益認定を受けない場合に比較的簡易に移行が可能な一般社団・財団への移行は2.7%（移行方針決定済み法人の6.3%）で、公益社団・財団法人への移行を決定している法人に比べて極端に低く、解散することを決定している3.4%をも下回る結果となっている点が特徴的である。

本調査は自治体が出資・出捐している公益法人のみを調査対象としたため、それ以外の公益法人がどのような選択をしているのかについて比較することはできないが、自治体公益法人としてはともかく公益社団・財団を選択せざるを得ないという認識もあるのではないかと考えられる。自由意見欄の記述等には、公益認定を受けることで社会的信用を得られることが想定されるために「自治体の外郭団体としては公益認定を受けるべき」といったような「公益認定＝正当性」という認識が散見された。自治体から出資・出捐を受ける公益法人にとっては公益認定の可否は死活問題と捉えている法人が多く存在する状況がうかがえる。

その他の結果としては、「合併する」1.3%、「営利法人への転換」0.2%、「特別法人への移行」0.1%という結果である。「NPO法人への移行」を決定した法人は存在しなかった。

「営利企業への転換」については、実数は少なかったものの、調査対象となった法人のなかにも一度解散した後に他法人と合併し後継法人と

図表2-1 法人の移行方針



して営利企業体になっている事例など、調査時点より以前に既に転換した法人も報告されており、調査による実数より多い可能性がある。

法人の主な事業分野に関する設問（Q1）で、公益社団（財団）法人の22の事業分野に「該当なし」と回答した法人が205あった。このうち、移行方針（Q5）に、公益社団（財団）に移行すると回答している法人が53ある。

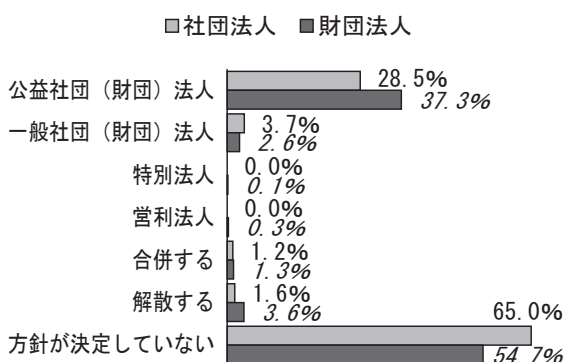
これらの法人の名称をみると、たとえば男女共同参画・女性財団、人権啓発センター、暴力追放運動推進センター、施設管理公社、公園緑化協会、建設技術センター、駐車場公社などがある。一般的に、男女共同参画や人権啓発などの活動は公益性を有する活動と解されるが、22の事業分野に直接当てはまるような事業が記載されていないためか、「該当なし」との回答に至った可能性が考えられる。

移行方針の決定状況について、社団法人と財団法人で比べると、方針を未決定であるのは社団65.0%に対し財団54.8%、公益社団・財団法人へ移行することを決めているのは社団28.5%に対して財団37.3%、一般法人への移行は社団3.7%に対して財団2.6%であり、財団の方が公益法人への移行に積極的な様子もあるが、いずれも大きな差とは言えない（図表2-2）。

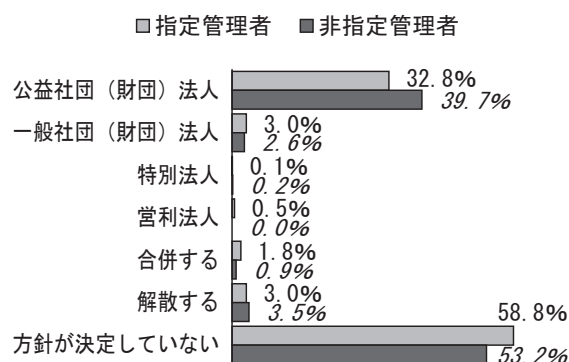
また、移行方針の決定状況を指定管理施設の有無別に見ると、「未決定」は有58.8%に対して無53.2%、「公益法人へ移行する」は有32.8%に対して無39.7%、「一般法人へ移行」は有3.0%に対して無2.6%などである（図表2-3）。これについては後述する。

移行方針の決定状況を法人の業務分野別に見ると（図表2-4）、どの分野も一様に「未決定」が多いが、「公害・自然環境保全関係」および「国際交流関係」で「公益法人への移行」の割合が50%超となっており、相対的に高い。これに対し「観光・レジャー関係」と「運輸・道路関係」で他分野に比べて「公益社団・財団法人へ移行」の割合が低い傾向が見られる。「情報処理系」は、そもそもの実数が少ないとはいえ、「解散」か「未決定」の回答しかないという特徴がある。これらの事業分野については、今後、公益社団・財団法人への移行よりも、むしろ一般社団・財団法人への移行や、他の法人形態へ転換していく可能性が高いものと見られる。いずれにせよ、設立の目的については分野ごとに事例を検討してみる必要がある。

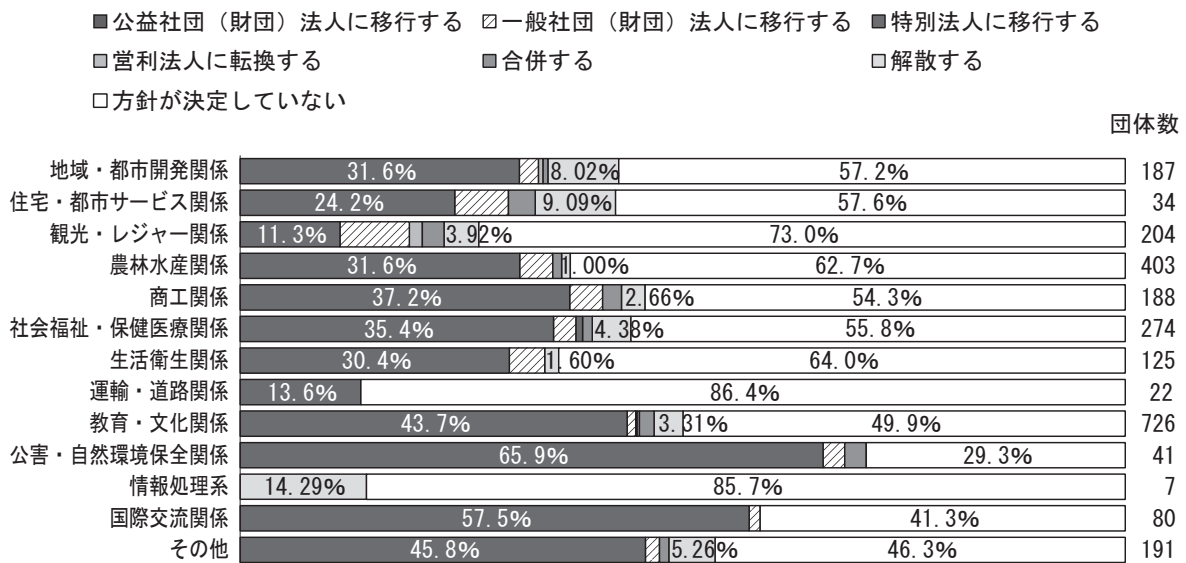
図表2-2 法人類型別移行方針



図表2-3 指定管理者と移行方針



図表 2-4 業務分類別移行方針



2. 方針決定は公益認定の適否の見通しよりも税制上の措置が要因（Q5-1）

移行方針を既に決定した法人は、何によって方針を決定したのか。移行方針が決定している法人にしばり、移行方針の決定を左右した要因について、次の選択肢の中から選んでもらった（複数選択可）。すなわち、①公益認定の適否の見通し、②出資自治体の意向、③運営上の自由度、④税制上の措置、⑤寄附税制、⑥現在の収支構造、⑦現在の公益事業比率、⑧事業継続の見通し、⑨指定管理の選定結果、⑩法人を取り巻く環境変化——である。

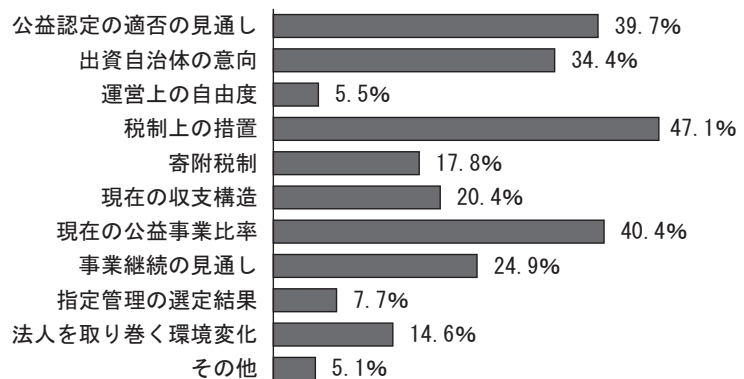
最も多くの法人が決定要因として挙げたのは④税制上の措置で47.1%、以下、⑦現在の公益事業比率40.4%、①公益認定の適否の見通し39.7%、②出資自治体の意向34.4%、⑧事業継続の見通し24.9%などとなっている（図表2-5）。前述の通り、移行方針を決定している法人のほとんどが公益社団・財団法人への移行を選択しているため、これらの数値は「公益社団・財団法人への移行」の要因として見る事ができる。

ところで、公益社団・財団法人への移行を予定している法人にしては公益認定の適否の見通しを要因として挙げているのは半数以下の法人に過ぎない点が注目される。公益認定については、自由回答でも「基準が不明確で見通しが示せない」といった意見が多数の法人から挙げられており、見通しよりも

先に出資自治体の意向や現在の事業活動から勘案して公益社団・財団法人を選択している法人も多い。

公益社団・財団法人への移行のメリットと捉えられる要因としては、税制上の措置が最も多く、これに対し寄附税制については方針を決

図表 2-5 移行方針の決定要因



定するほどのメリットとは考えられていない様子が見える。また、現状を反映するものとしては、現在の公益事業比率を決定要因として挙げる法人が最も多く、この数字は公益認定の適否の見通しを挙げている割合とほぼ一致している。

調査対象に自治体の外郭団体が多いことを反映してか、出資自治体の意向を比較的多くの法人が決定要因に挙げている一方で、公益社団・財団の要件の厳しさから運営上の自由度については消極的な意見が多い。

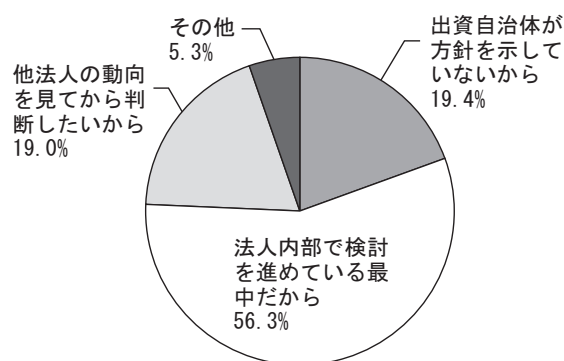
また、移行方針の決定要因としては、指定管理の選定結果はさほど影響力を持っていない。指定を受けるために公益社団・財団であることが有利に働くのではないかという観測は意見として寄せられているが、指定を受けているからといって公益認定がなされるとは考えられていないことが確認される。

3. 方針決定には手間が必要（Q5-2）

逆に、移行方針が決定していない法人に限定して、その理由について尋ねてみた。①出資自治体の方針が未決定、②法人内部で検討中、③他法人の様子見のうちから選択してもらったところ、**図表2-6**に示すとおり、出資自治体の方針が未決定（19.4%）、他法人の様子見（19.0%）が共に2割前後とほぼ同率に出た。これと併せて、移行方針「未決定」の法人が全体の過半数であることを考えると、公益法人側の消極性ないし様子見ムードが際立つのではないかと考えられる。

この設問の回答としては②法人内部で検討中が56.3%と最も高いが、中味は様々ではなく、その他意見や自由回答を読み解くと、新制度への理解や対応の遅れの問題と法人内部の意思決定のスピードの問題とに分けられるようである。指定管理者制度が導入されてから間をあげずに今回の公益法人改革が行われ、小規模な法人としては関連の事務量に忙殺されているといった意見も多く寄せられた。

図表2-6 移行方針未決定理由

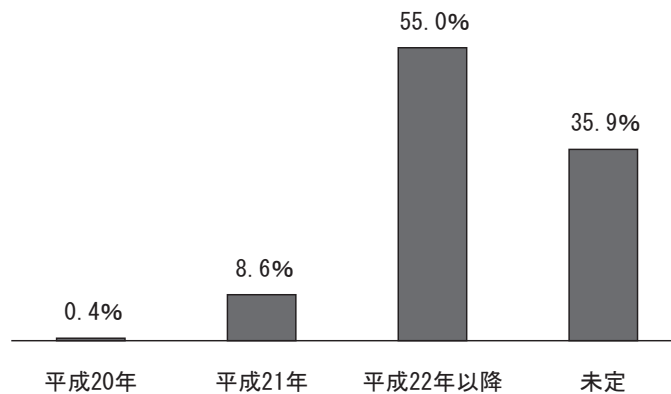


4. 新法人移行はまだまだ先（Q6）

公益認定基準等不明な点の多さ、意思決定の手間取り、出資自治体の方針が示されないこと等を反映して、多くの法人は早期の移行を予定していない。移行時期については平成22年以降が55.0%で、移行時期が未定の35.9%と合わせて全体の9割の法人がまだ移行に向けた具体的な作業に入っておらず、移行はまだ先のことと考えている様子が見える（**図表2-7**）。

その一方で、「平成20年中の移行」を予定している法人もわずかながら存在している。これらについては、移行方針を検討中の多くの法人にとっては方針決定の際に恰好の手本となるので、今後の動きを追跡しておく必要がある。

図表 2-7 移行予定時期



5. 公益認定には公益目的事業比率が最大の障壁 (Q7)

現在の状況において、公益認定を受けることを考えた際に各法人はどの点に抵触すると考えているのだろうか。

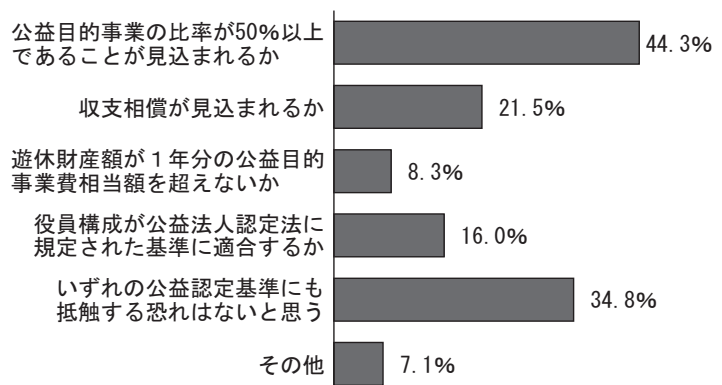
設問では、内閣府「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」で示されている18の公益認定基準のうち、①公益目的事業の比率が50%以上であることが見込まれるか、②収支相償が見込まれるか、③遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えないか、④役員構成が公益法人認定法に規定された基準に適合するか の4項目について聞いた。

その結果、今回の調査対象となった法人では公益目的事業の比率が50%以上かどうかについて抵触すると考える法人が44.3%で最も多く、以下、収支相償が見込まれるか21.5%、役員構成と法の基準の適合性16.0%、遊休財産額と公益目的事業額1年分の比率8.3%の順だった。一方で、抵触のおそれはないと考えている法人は34.8%だった (図表 2-8)。

自由回答を見ると、公益目的事業比率が主要な問題になることについては理解が進んでいるようだが、「収支相償」や「遊休財産額」については「そもそも言葉の意味が解らない」といった声も聞かれ、制度についての理解の進捗が進んでいない様子が見えてくる。

ただし、今回挙げた4点はいずれも公益認定を受ける上で主要なポイントとなる基準ではあるが、基準の中味については実際に認定を受ける法人が現れてからでなければ境界線がわかりにくいといった問題もある。そのため、そもそも制度についての理解と合わせて、公益認定基準と法人の活動の現状をどの程度反映しているのか (実際には公益認定委員会からどの部分の抵触を指摘されるのか)、法人側の認識だけから見ることは難しい。法人からは、この点について、全国一律の基準で網をかぶせるやり方についても、「地域の特性が反映されない」、

図表 2-8 抵触のおそれのある公益認定基準



「国と地方では基準を分けるべき」など、不満が多く聞かれた。公益法人制度改革への対応にあたっては、とりわけ職員数の少ない小規模の法人は、手続関連の事務作業量の増大や、法制度の知識の学習の面などで負担感が大きい。自治体が当該政策分野の企画立案および事業実施の多くを自治体公益法人に委ねているケースもみられ、自治体に代わって、公益性の高い事業を担っているとの認識を持っている法人もある。その意味では、各都道府県に設置される公益認定等委員会の審査や判断が重要な位置を占めることになる。

6. 小 括

法施行時点では新法人への移行方針を決定していない法人が過半数であり、決定していても平成22年度以降と、遅い時点での移行を予定している。この原因としては、新法人の制度への理解の遅れ、公益認定基準の不明瞭さ、他法人の移行実例の様子見等の理由が挙げられている。また、自治体が出資・出捐関係にある公益法人は、自治体为新法人移行方針等を示さないことが法人の方針未決定の理由となっている例も多い。

また、本調査を通じて、公益認定を受けることが社会的信用や法人の存在の正当性を得ることにつながると考えている様子が見えがえた。

いずれにせよ、自治体公益法人にとって今般の公益法人制度改革は、出資自治体の行政改革や指定管理者制度の導入等、外部環境の変化に晒される状況下での改革であることにあらためて注意を払う必要がある。

Ⅲ 指定管理者制度の影響

2003年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入された。それまで、公の施設の管理・運営は、自治体による直営もしくは自治体出資法人および公共的団体（社会福祉法人、自治会・町内会など）による管理委託のいずれかに限られていたが、同制度の導入により、民間事業者やNPOを含む「法人その他団体」がその管理・運営を担うことができるようになった。

自治体公益法人の中には、指定管理者制度が導入される以前から、長年にわたって、公の施設の管理・運営を行ってきた法人が少なくない。とりわけ、公の施設の管理・運営を主たる事業とする自治体公益法人にとって、指定管理者の選定において選外となった場合は、法人の存続や職員の雇用などに重大な影響を与えることとなり、相当のインパクトを持っている。

また、新公益法人制度の施行と2期目の指定管理者の選定の時期が重なったことにより、両制度に同時に対応することを余儀なくされている自治体公益法人も少なくないと考えられる。

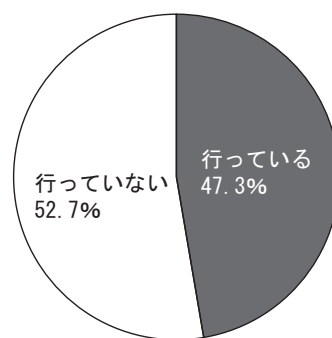
そこで、本節では、指定管理者制度が自治体公益法人にいかなる影響を及ぼしているかについての調査結果を明らかにする。

1. 自治体公益法人のおよそ半数が指定管理者（Q9）

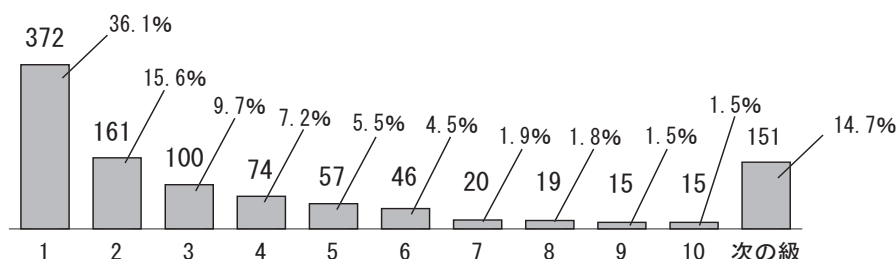
まず、自治体公益法人のうち、どれほどの法人が指定管理者となっているのかを確認しておきたい。回答のあった自治体公益法人の47.2%が指定管理者として公の施設の管理・運営を行っており、自治体公益法人のおよそ半数が指定管理者となっている（図表3-1）。

では、指定管理者となっている法人は、それぞれいくつの公の施設の管理・運営をしているのであろうか。最も多かったのが「1施設」で36.1%、次いで多いのが「2施設」で15.6%であり、1施設または2施設を管理している法人が過半数を占める。10を超える施設数を管理している法人は14.7%となっているが、この中には、公園緑地協会など、数百単位の施設を管理している法人も含まれている。

図表3-1 指定管理者として公の施設の管理・運営を



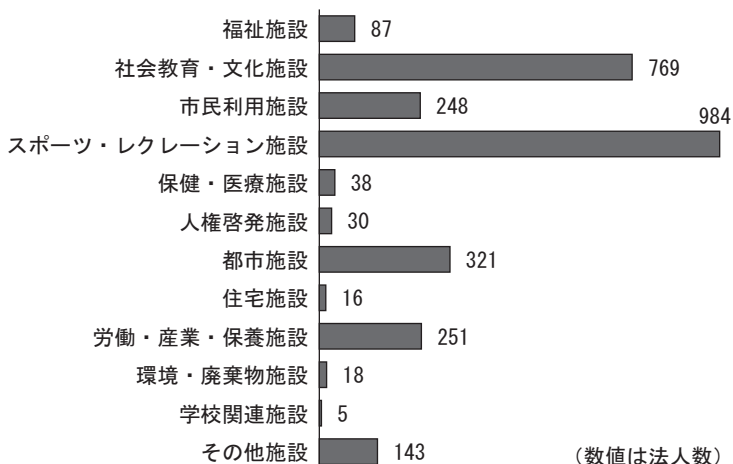
図表3-2 指定管理施設数



2. スポーツ・レクリエーション施設を管理する法人が最多（Q9-1）

指定管理者として管理・運営している公の施設の種類についてみてみると、スポーツ・レクリエーションを管理・運営している法人が984法人と最も多く、社会教育・文化施設（769法人）、都市施設（321法人）、労働・産業・保養施設（251法人）、市民利用施設（248法人）が次いで多い（図表3-3）。なお、都市施設には、都市公園、公共駐車場・駐輪場など、労働・産業・保養施設には、労働関係施設、産業関連施設、保養施設・温泉施設など、市民利用施設には、市民会館・公会堂、集会所・コミュニティセンターなどが含まれる。

図表3-3 自治体出資・出捐公益法人の指定管理施設

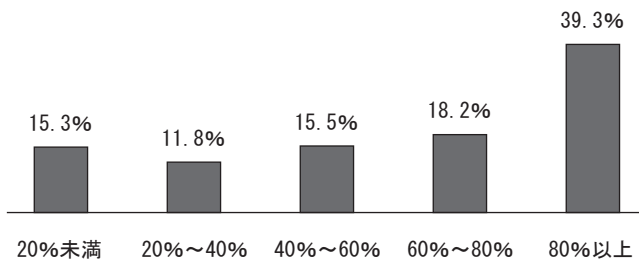


3. 指定管理事業への依存度が高い法人が多数（Q9-2）

指定管理を行っている法人では、全事業費のうち、指定管理に関する事業費がどれほどの割合を占めるのであろうか（図表3-4）。指定管理関連事業費が「80%以上」を占める法人が39.3%と最も多く、「60～80%」の回答（18.2%）を加えると57.5%にのぼる。指定管理を行う法人の過半数で同経費が6割以上を占めており、指定管理を行う多くの法人において、指定管理事業への依存度が高いことがうかがえる。

指定管理関連事業費の割合と指定管理施設数の関係を見ると、指定管理関連事業費の割合が「40%以下」と回答した法人では、1施設もしくは2施設の指定管理者となっている法人がおよそ3分の2を占めるのに対し、「60%以上」の法人では、5施設以上の指定管理者となっている法人がおよそ4割を占めている。こうした傾向が表れることは容易に想像がつくが、「60%以上」の法人では、1施設もしくは2施設の指定管理者となっている法人が43.3%を占めていた。これらの法人においては、指定管理者の選定で選外となった場合、法人の存続や職員の雇用問題に直結すると考えられ、自治体の指定管理者制度の運用に身を任せざるを得ない状況にある法人も存在すると思われる。

図表3-4 指定管理関連事業経費の全事業比



4. 制度導入で法人と自治体との関係に変化も（Q9-3）

指定管理者制度の導入により、法人と自治体との関係にいかなる変化が生じたのであろうか。①自

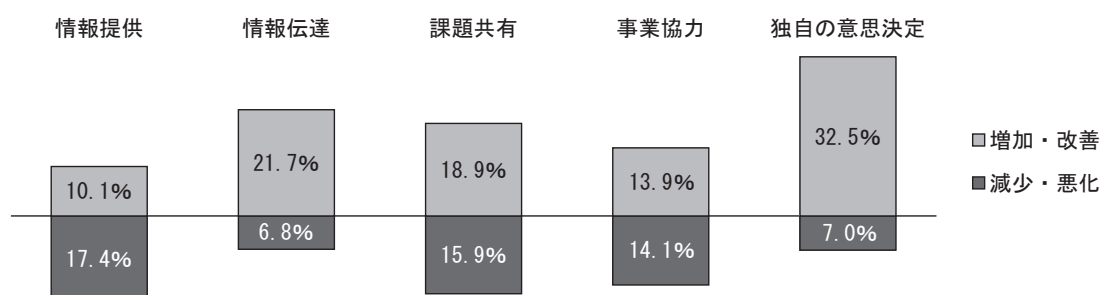
自治体からの情報提供、②自治体への情報伝達、③自治体との課題共有、④自治体との事業協力、⑤法人独自の意思決定の5項目について、それぞれ「増加・改善」もしくは「減少・悪化」しているかを聞いた（図表3-5）。

自治体からの情報提供は「減少・悪化」（17.4%）が「増加・改善」（10.1%）を上回っているのに対して、自治体への情報伝達は「増加・改善」（21.7%）が「減少・悪化」（6.8%）を上回っている。このいずれにおいても、「変化なし」の回答が約7割ある。また、自治体との課題共有および自治体との事業協力では、ともに「増加・改善」と「減少・悪化」の回答がほぼ拮抗しており、「変化なし」がやはり7割前後である。法人独自の意思決定は「増加・改善」が32.5%であるのに対して、「減少・悪化」は7.0%と少なく、「変化なし」が残りの6割程度となっている。このように、いずれの項目も「変化なし」の回答がかなり多かった。変化が生じた場合の傾向として、自治体からの情報提供は減少する一方、自治体への情報伝達は増加し、法人独自の意思決定にとってプラスに働いた法人の方が多かった。

また、自由意見欄を手掛かりとして、いかなる変化が生じたか、その具体的内容に注目する必要がある。自治体への情報伝達について、「制度改革によって行政に対する書類提出などの事務負担が増大し、本来業務に支障が及んでいる」といった意見が挙げられており、指定管理者制度や新公益法人制度への対応を余儀なくされ、苦慮している法人の姿が浮かび上がってくる。法人独自の意思決定については、「増加・改善」したとの回答が多かったが、一方、自由意見欄では、「出資自治体の管理の度合いが増してきている」、「独自の経営方針が立てられず苦慮している」、「活動の自由度がかなり制限されている」といった意見が複数挙げられている。

指定管理者制度をいかに運用するかは自治体の裁量に広く委ねられているがゆえに、法人と自治体との関係がどのように変化するかは自治体による制度運用いかんであるといえよう。

図表3-5 指定管理者導入前後の対自治体関係

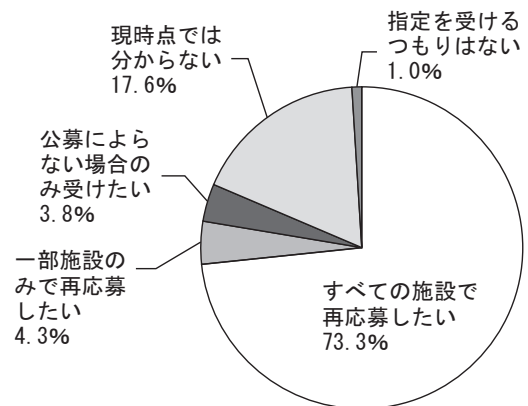


5. 指定管理事業の割合が多い法人ほど再応募の意向（Q9-4）

前述のとおり、公益認定において、指定管理事業が公益事業、収益事業のいずれとみなされるか、その判断基準は示されていない。たとえば、一定の集客が見込まれ、かつ、民間事業者が類似した施設を経営しているような公の施設の指定管理事業の場合、収益事業とみなされる可能性がある。そうなれば、公益認定を得るため、収益事業とみなされる可能性が高い施設の指定管理にはあえて応募しないという法人の選択もあり得るであろう。

そこで、現在、管理・運営している公の施設の指定期間が満了したのち、再応募する意思があるかを聞いたところ、「すべての施設で再応募したい」が73.3%、「一部施設で再応募したい」が4.3%、「公募によらない場合のみ指定を受けた」が3.8%であった（図表3-6）。全事業費に占める指定管理関連事業費の割合（Q9-2）との関係を見ると、指定管理関連事業費が40%以上を占める法人の75.6%が「すべての施設で再応募したい」と回答しているのに対し、40%未満の法人では62.4%で、全事業費に占める指定管理関連事業費の割合が高い法人ほど、すべての施設で再応募したいと回答していることが分かる（図表3-7）。

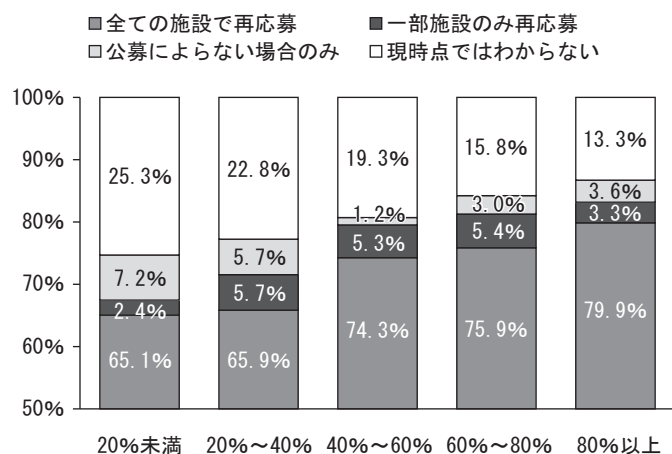
図表3-6 指定期間満了後の再応募について



「現時点では分からない」と回答した法人は17.6%であった。その理由として、当面、指定期間の満了を迎える施設を抱えていないことや自由意見欄に見られるように、年々、指定管理料が削減され、今後、指定管理事業を継続していくべきか、判断しかねるといったことなどが考えられる。なお、いずれの選択肢にも当てはまらない法人もあった。これらの法人の多くは、すでに解散が決定している法人であると考えられる。

図表3-7 指定管理事業費比率別再応募方針

これらの法人について、全事業費に占める指定管理関連事業費の割合（Q9-2）をみると、20%未満の法人が2法人、20~40%および40~60%が各1法人、80%以上が7法人であった。



6. 4割強の法人が単独で応募の予定、未定も4割強（Q9-5）

地方自治総合研究所と全国自治研センター・研究所で構成する指定管理者制度の導入状況に関する調査委員会が実施した「指定管理者制度の導入状況に関する調査⁽²⁾」（以下、「導入状況調査」と略記。）によれば、共同企業体（複数団体が共同で指定管理者となっている形態）が指定管理者となっている施設は1,396施設（2.8%）であった。また、同センター・研究所で構成する共同研究・指定管理者制度研究会の「共同企業体による指定管理施設の管理・運営に関する実態調査報告書」（以下、「共同企業体調査」と略記。）によれば、自治体出資団体が代表団体を務める共同企業体は61団

(2) 2006年。共同企業体調査の報告書と合わせて、(財)地方自治総合研究所のウェブサイト [(http://www1.ubc.ne.jp/~jichisoken/)]にて掲載している。

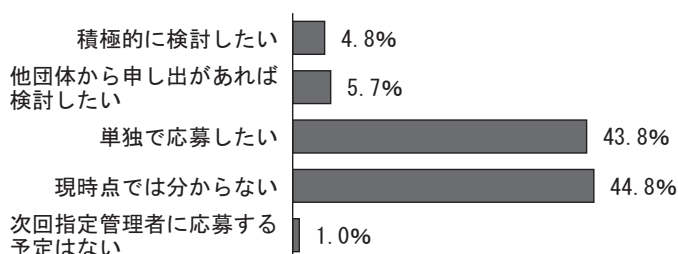
体で、共同企業体全体の23.6%を占めるなど、一定数存在することが明らかとなった⁽³⁾。

そこで、本調査では、自治体公益法人が共同企業体形式での応募についてどのように考えているかを把握するため、その可能性について聞いたところ、「単独で応募したい」が43.8%、「他団体から申し出があれば検討したい」が5.7%、「積極的に検討したい」が4.8%、「現時点では分からない」が44.8%であった（図表3-8）。

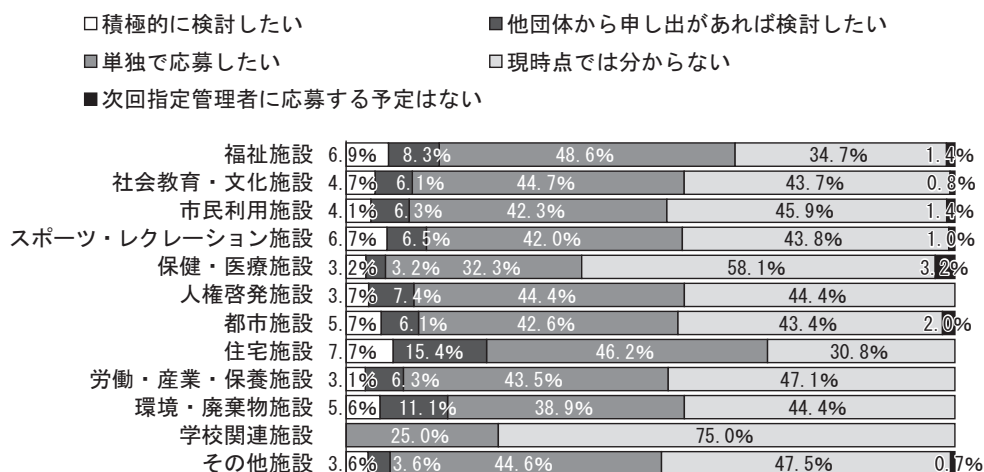
同設問と指定管理施設の種類（Q9-1）との関係を見ると、「積極的に検討したい」「他団体から申し出があれば検討したい」と回答した法人数の合計が多いのは、住宅施設（23.1%）、環境・廃棄物施設（16.7%）、福祉施設（15.2%）、スポーツ・レクリエーション施設（13.2%）であった（図表3-9）。「共同企業体調査」によれば、現在、共同企業体が指定管理者となっている施設の種類で最も多いのはスポーツ・レクリエーション施設（33.2%）で、都市公園（17.2%）、社会教育・文化施設（16.2%）が次いで多い。

各選択肢について、全事業費に占める指定管理関連事業費の割合との関係を見たが、いずれの選択肢も大きな差は見られなかった。

図表3-8 他団体との共同応募は



図表3-9 管理施設と共同応募の意思



7. 非公募から公募へのシフト進み、比率が逆転（Q9-6）

指定管理者制度は、事実上2006年9月1日までに公の施設を自治体の直営とするか、指定管理者制度を導入するかを選択を自治体に迫ったことから、自治体の年度の区切りである2006年4月1日に指

(3) 「自治体出資団体」には、自治体が出資する公益法人のほか、株式会社や社会福祉法人なども含まれているので留意されたい。

定管理者制度を導入した公の施設が多くを占めた。「導入状況調査」によれば、指定管理施設のうち、指定期間を3年間とする施設が半数近くを占めた。これらを考え合わせると、2009年4月から多くの施設で指定2期目に入ると考えられる。

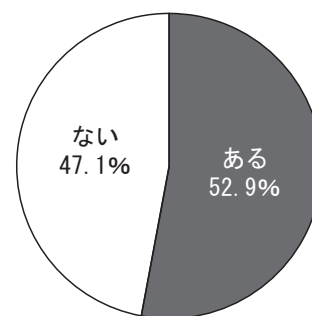
2008年度で指定期間が満了する公の施設の有無を尋ねたところ、「ある」法人が52.9%、「ない」法人が47.1%を占めた(図表3-10)⁽⁴⁾。「ある」と回答した法人のうち、「今期・来期のいずれも公募」の施設が1,246、「今期は非公募、来期は公募」の施設が1,634、「今期は公募、来期は非公募」の施設が116、「今期・来期のいずれも非公募」の施設が2,331であった。

来期の指定を受けた施設について、「今期・来期のいずれも公募」の施設が1,301、「今期は非公募、来期は公募」の施設が906、「今期は公募、来期は非公募」の施設が82、「今期・来期のいずれも非公募」の施設が1,874であった。回答結果から、今期は、公募が1,362施設、非公募が3,965施設と、非公募の施設が74.4%を占めたのに対して、来期は、公募が2,880施設、非公募が2,447施設と、公募の施設数と非公募の施設数が逆転し、公募の施設が54.1%を占めている(図表3-11)。自治体の外郭団体が管理委託を行っていた施設では、職員の雇用問題や指定管理者制度に対応するための準備期間を設けるため、1期目に限って、特命指定とするケースもみられたが、そうした施設が2期目から公募に切り替えたことが大きいと考えられる。

なお、2008年12月1日現在の状況を調査した関係上、来期の指定管理者が議会で正式に議決されていない施設があったため、本調査では自治体公益法人全体の指定管理施設数の増減を確認することはできなかった。非公募から公募による選定への切り替えが進んだことにより、選定結果にどのような影響を及ぼしたかについては今後明らかにしていく必要がある。

自由意見では、「施設設置者である自治体の都合により、法人の意思によらない形で特命指定を受けた」との意見も見受けられた。選定過程の透明性が低いことがこのような制度の趣旨にそぐわないことが起きる原因となっていると考えられ、公募、非公募を問わず、選定の透明性を高めることが自治体に求められよう。

図表3-10 今年度で指定期間が満了する施設



図表3-11 公募／非公募施設の施設数の変化

	公 募	非公募	合 計
今 期	1,362 (25.6%)	3,965 (74.4%)	5,327 (100.0%)
来 期	2,880 (54.1%)	2,447 (45.9%)	5,327 (100.0%)
増 減	+1,518 (+28.5%)	-1,518 (-28.5%)	—

(4) これらの回答は施設数ではなく、団体数であることに留意されたい。

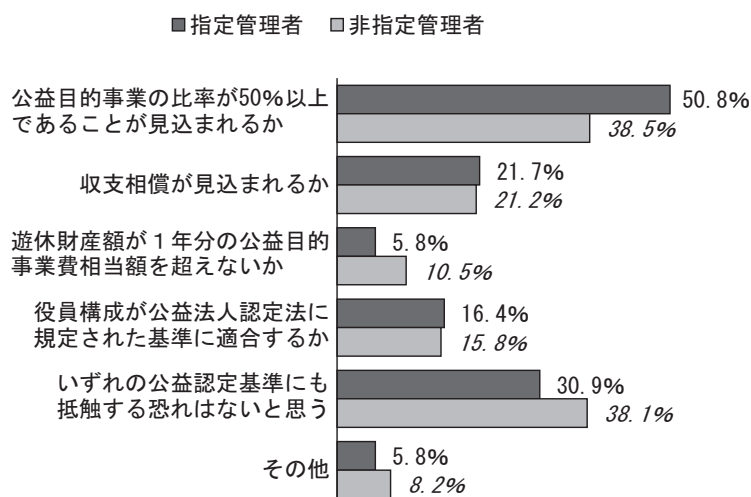
8. 指定管理事業者として公益認定基準を満たせるのか

公益認定において、指定管理業務が公益事業とみなされるか、収益事業とみなされるかに関心が集まっているが、現時点で公表されている「公益認定ガイドライン」を参照する限りでは、明確となっていない。そのことの影響は、抵触すると思われる公益認定基準（Q7）と指定管理者になっているか否か（Q9）のクロス集計結果に表れている（図表3-12）。

抵触すると思われる公益認定基準のうち、指定管理者になっている法人となっていない法人の間で結果に差が表れたのは「公益目的事業の比率が50%以上であることが見込まれるか」に抵触する可能性である。これに抵触する可能性があるとして回答したのは、指定管理者になっていない法人が38.5%であったのに対し、指定管理者になっている法人は50.8%であった。また、「いずれの公益認定基準にも抵触する恐れはない」と回答したのは、指定管理者になっていない法人が38.1%であったのに対し、指定管理者になっている法人は30.9%であった。これらの結果は、これまでに公表された「公益認定ガイドライン」などを参照して

も、指定管理事業が収益事業とみなされるか、公益事業とみなされるかの判断がつかないことに法人が苦慮していることのあると見ることができよう。とりわけ、全事業に占める指定管理事業のウェイトが大きい法人ほど、今後、公益認定の実例がどのような形で積み重ねられていくのかを注視しているものと推察される。

図表3-12 指定管理者と公益認定基準抵触のおそれ



9. 問われる自治体の指定管理者制度の運用

本調査では、指定管理者制度下における自治体公益法人の実情を知る上で示唆に富む自由意見が多数寄せられた。意見は大きく分けて、制度自体に起因する問題と制度導入に関する問題、自治体による制度運用の問題の3つがあった。

制度自体の問題として多く挙げられていたのが指定期間の設定である。「導入状況調査」によれば、指定管理施設の約9割が3～5年を指定期間に設定している。こうした指定期間の設定は法人の事業や雇用を不安定なものにし、専門性の維持・向上や人材の確保・育成に負の影響を及ぼしているという。これに関して、「長期的な事業の実施や人材の育成などが必要な施設への指定管理者制度の導入は適さない」といった制度導入に関する意見が教育・文化施設を管理する法人などから挙げられた。

意見の中でも多かったのは、自治体による指定管理者制度の運用における問題点を指摘するものであった。とりわけ、自治体の財政状況の悪化により、歳出削減に重きが置かれた制度運用となっていることの弊害に関するものが目立つ。「指定管理者制度が導入される以前から委託料や補助金の削減

が行われ、その金額をベースに指定管理料が算定されている」ことや「指定管理料の減額に伴い、事業費の確保が難しい」など、自治体財政の影響を受け、やりくりに苦労している法人の様子がかがわれる。経費節減に重きが置かれる要因はそれだけではない。「未だ評価基準が確立されていない」との意見もあったが、そうした中で公募による選定が行われる場合、指定管理者の選定において民間事業者などと競合することになるため、選定の際、経費節減の度合いがより重要視されることが考えられる。

指定管理者制度、新公益法人制度などの制度改革が立て続けに行われる一方、多くの自治体では、行政改革の一環として、自治体公益法人を含む外郭団体の見直しが行われている。自治体公益法人は、同時に進行しているこれらの動きに対処せざるを得ない状況にある。とりわけ、少人数の職員で運営している法人からは、「本来業務にも支障を及ぼしかねない」との意見が挙がっており、これらの法人にとっては大きな影響を及ぼす可能性がある。

これまでに述べてきたとおり、自治体公益法人はさまざまな形で国や自治体の政策の影響を受けている。本調査に寄せられた自由意見は、自治体公益法人の現状および課題を理解するためには、自治体公益法人の問題だけでなく、指定管理者制度やその制度運用のあり方に見られるように、自治体公益法人を取り巻く制度や出資・出捐自治体の対応などにも目を向けなければならないことを示唆しているといえよう。

10. 小 括

およそ半数の法人が指定管理者となっており、その過半数で指定管理に関する経費が全事業費の6割以上を占め、指定管理事業への依存度が高いことが明らかとなった。そうした法人は、次回選定における再応募の意向が強いが、選定方法や指定管理料の設定をはじめ、自治体による指定管理者制度の運用の影響を大きく受ける立場にあり、場合によっては、法人の存続すら自治体の制度運用にかかっているといえる。そうした状況下にある法人からは、自治体の制度運用の問題点を指摘する意見が数多く挙げられた。一方、指定管理者制度の導入によって、法人と自治体との関係が改善したというケースもあり、自治体による制度運用のあり方が問われている。

今後に向けて

本調査が集計から討議を経て報告書の作成に移った頃、この調査が対象とした自治体公益法人の移行第1号が誕生した（新潟県公益審第4号平成21年3月19日付）。内容はこれまで自治体100%出資の財団法人であったものを、公益目的支出計画を条件に、一般財団法人に認可するという答申だった。新公益法人を選択しない法人が自治体公益法人移行の第1号となったのだ。このことは象徴を越えて、大きな意味を持つことになるかもしれない。我々の調査によれば、移行方針を持っている法人は多くの場合、新公益法人を目指すという結果が得られているからだ。今後自治体公益法人の動向を把握し、公共サービス提供主体としての自治体公益法人の変化と結果を追いつけてみたい。変化を追いつける上で、我々が注目していかなければならない点は、第一に、自治体が公益法人設立の時に掲げた意義や目的がどのように変化し、その結果公共サービスの供給の実態と供給に対する責任にどんな変化が生じたのかということである。自治体公益法人の役割は変化しているのだろうか。第二に、調査からも明らかなように、自治体公益法人は減少、統廃合が数多く見られる時期にさしかかっている。また、自治体と自治体公益法人との関係では相対的自立、自治体公益法人と他の公共サービス提供機関・企業との間では競争が求められるようになってきた。そうした環境下で、自治体公益法人自身の存立基盤、意思決定、ガバナンス、雇用、労働環境などが問い直され、変化にどのように対応していくのかが問われている。第三に、こうした変化を市民が受け入れ、それに対する意見表明と判断がどのような情報に基づいて行われるのか、どのような情報が必要なのかを明らかにすることである。以上のような点に着目して調査の継続を図りたい。

2009年4月1日現在でみると、特例民法法人（従来の公益法人。2008年12月1日の法施行により従来の公益法人は自動的に特例民法法人となった。）から公益財団への移行認定法人数が8（行政庁別に見ると内閣府3、都道府県5、以下同じ）、民法特例法人から一般財団法人への移行認可が2（都道府県2）、同一般社団法人への移行認可が2（内閣府2）、新設の公益財団法人認定が4（内閣府2、都道府県2）である。このうち自治体公益法人からの移行は、3法人（公益財団法人2、一般財団法人1、いずれも行政庁は都道府県）である。移行の流れが始まった。本報告はその最初の地点を記すものである。

自治体公益法人の実態に関する調査

ご連絡先をご記入ください。出資自治体が複数存在する場合は出資比率が最も高い自治体の所管課をご記入ください。

団体名	
団体代表者名	様
ご担当者名	様
ご連絡先電話番号	— —
ご連絡先電子メール	
出資自治体所管課	

I 貴法人の経営状況について

Q 1 貴法人の主な事業分野について伺います。最もよくあてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(○は1つ)

1. 家庭生活・子育て	2. 保健・衛生・医療・栄養
3. レクリエーション・旅行・観光・余暇等	
4. 福祉・援護	5. 職業・労働
6. 特定地域・職域における福利厚生等	7. 地域振興・まちづくり・生活環境等
8. 住民の安全・交通安全・防犯・防災等	
9. 学校教育・育英・奨学	10. 社会教育
11. 学術・研究・学会	12. 体育・スポーツ
13. 文化・芸術・芸能・文化財保護	14. 美術館・博物館・図書館・動物園
15. 報道・出版	16. 宗教・倫理・思想関係
17. 国際交流・国際親善・国際協力等	18. 政治・行政
19. 自然保護・環境保全・動物保護	20. 経済一般特定の産業の発展・育成・振興
21. 農林水産業の発展・育成・振興	22. 1～21の活動を行う団体への支援・助成等
23. 該当なし	

Q 2 貴法人の現在の経営状況について伺います。最もよくあてはまるものを次の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(○は1つ)

1. 収支相償で順調に経営できている	2. 諸経費を切り詰めて維持できている
3. 赤字が見込まれ厳しい状況にある	4. 存続が難しい状況にある

Q 3 出資自治体との関係について伺います。近年、公益法人等に出資している自治体が、施策の見直しに着手しています。出資自治体の対応について、あてはまるものすべてを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(複数選択可)

1. 出えん金等の削減	2. 委託料・補助金・助成金の削減
3. 委託事業数の削減	4. 自治体派遣職員の引き揚げ
5. 指定管理者制度の導入	6. 法人の統・廃合の検討
7. 法人の見直しに関する方針・計画等の策定	
8. 委託業務の随意契約から競争入札への変更	
9. その他 (※具体的にご記入ください)	

Q 4 貴法人が近年取り組んできたことに関して、あてはまるものすべてを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(複数選択可)

1. 経営目標の明確化	2. 収益事業の強化
3. 公益事業の強化	4. 事業のPR強化
5. 役員報酬の引き下げ	6. 職員賃金の引き下げ
7. 固有職員の確保	8. 職員研修の強化
9. 臨時・非常勤職員への切り替え	10. 地域との協働の推進
11. 外部評価の実施	
12. その他 (※具体的にご記入ください)	

II 公益法人制度改革について

Q 5 08年12月1日から新公益法人制度が施行されましたが、貴法人の移行方針は決定していますか。あてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(○は1つ)

1. 公益社団(財団)法人に移行する
2. 一般社団(財団)法人に移行する
3. 特定非営利活動法人に移行する
4. 特別法人(社会福祉法人、医療法人、学校法人など)に移行する
5. 営利法人に転換する
6. 合併する
7. 解散する
8. 方針が決定していない

【Q5で「1～7」とご回答された方にお聞きします。】

Q 5-1 移行方針が決定している法人に伺います。移行方針の決定を左右した事項について、あてはまるものすべてを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(複数選択可)

1. 公益認定の適否の見直し
2. 出資自治体の意向
3. 運営上の自由度
4. 税制上の措置
5. 寄附税制
6. 現在の収支構造
7. 現在の公益事業比率
8. 事業継続の見直し
9. 指定管理の選定結果
10. 法人を取り巻く環境変化
11. その他(※具体的にご記入ください)

【Q5で「8」とご回答された方にお聞きします。】

Q 5-2 移行方針が決定していない法人に伺います。移行方針が決定していない主な理由は何ですか。最もよくあてはまるものを以下の選択肢から選び、○を付けてください。(○は1つ)

1. 出資自治体が方針を示していないから
2. 法人内部で検討を進めている最中だから
3. 他法人の動向を見てから判断したいから
4. その他(※具体的にご記入ください)

☆【すべての方にお聞きします。】

Q 6 移行の予定時期はいつですか。あてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(○は1つ)

1. 2008(平成20)年
2. 2009(平成21)年
3. 2010(平成22)年以降
4. 未定

Q 7 現在の状況において、貴法人が抵触すると思われる公益認定基準について、以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(複数選択可)

1. 公益目的事業の比率が50%以上であることが見込まれるか。
2. 収支相償が見込まれるか。
3. 遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えないか。
4. 役員構成が公益法人認定法に規定された基準に適合するか。
5. いずれの公益認定基準にも抵触する恐れはないと思う。
6. その他(※具体的にご記入ください)

Q 8 貴法人の移行方針と出資自治体の移行方針は合致していますか。最もよくあてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。(○は1つ)

1. 合致していると思う。
2. 合致していないと思う。
3. 現時点では判断がつかない。

III 指定管理者制度について

Q 9 貴法人は、指定管理者として公の施設の管理・運営を行っていますか。あてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付け、公の施設の管理・運営を行っている場合は、その施設の合計数をかっこ内にご記入ください。(○は1つ)

1. 行っている()施設
2. 行っていない

→ Q 9-1～6にご回答ください。

→ 以上で質問は終了です(最後のページに自由意見欄があります)。

施設の数え方(例):

- ・ 都市公園(50ヶ所) → 50施設
- ・ A地区センター、B地区センター、C地区センター → 1施設ずつ数え、合計3施設

調査にご協力いただき、ありがとうございます。ご記入いただいた調査票は2009年1月12日(月曜)までにご返送くださいますようお願いいたします。

【以下の設問は、公の施設の指定管理者になっている団体のみお答えください。】

Q9-1 貴法人が指定管理者として管理・運営しているすべての公の施設の種類の選別について以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください（複数選択可、複数の事業者と共同で指定管理者となって管理・運営している施設を含みます）。

福祉施設			
1. 保育所	2. 児童館・学童クラブ	3. 子ども家庭支援センター	4. 障がい者施設
5. 高齢者施設	6. その他福祉施設		
社会教育・文化施設			
7. 劇場(ホール)・文化会館	8. 図書館	9. 博物館	10. 美術館
11. 公民館	12. 生涯学習センター		
13. 青年の家・少年自然の家		14. その他社会教育・文化施設	
市民利用施設			
15. 市民会館・公会堂	16. 集会所・コミュニティセンター		
17. その他市民利用施設			
スポーツ・レクリエーション施設			
18. 体育館	19. プール	20. 競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	
21. その他スポーツ・レクリエーション施設			
保健・医療施設			
22. 病院	23. 診療所	24. 老人保健施設	25. リハビリセンター
26. その他保健・医療施設			
人権啓発施設			
27. 人権センター	28. 男女共同参画センター	29. その他人権啓発施設	
都市施設			
30. 都市公園	31. 公共駐車場	32. 公共駐輪場	33. 墓地
34. 葬祭場・火葬場	35. 港湾施設		
36. その他都市施設			
住宅施設			
37. 公営住宅	38. その他住宅施設		
労働・産業・保養施設			
39. 労働関係施設	40. 産業関連施設	41. 保養施設・温泉施設等	
42. その他労働・産業・保養施設			
環境・廃棄物施設			
43. リサイクルセンター	44. ごみ処理施設	45. し尿処理施設	
46. その他環境・廃棄物施設			
学校関連施設			
47. 給食施設	48. その他学校関連施設		
その他施設			
49. その他施設（複合施設を含む）			

(注)施設の種類の選別は次を参考にしてください。分類が難しい施設は貴法人の判断で分類してください。

- ・ 障がい者施設（障がい者福祉センター、知的障がい者援護施設、生活ホーム、福祉作業所、通所施設など）
- ・ 高齢者施設（特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、老人福祉センターなど）
- ・ 社会教育・文化施設と市民利用施設（いずれか分類が難しい施設は貴法人の判断で選んでください）

Q9-2 全事業費に占める指定管理に関する事業経費の割合について、あてはまるものを選び、番号に○を付けてください。（○は1つ）

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 20%未満 | 2. 20%以上 40%未満 | 3. 40%以上 60%未満 |
| 4. 60%以上 80%未満 | 5. 80%以上 | |

Q9-3 指定管理者制度が導入される以前と以後とでは、貴法人と自治体との関係に何らかの変化はありましたか。それぞれの項目について、増加・改善した場合は「+」、減少・悪化した場合は「-」、とくに変化がない場合は「変化なし」に○を付けてください。

1. 自治体からの情報提供	+	-	変化なし
2. 自治体への情報伝達	+	-	変化なし
3. 自治体との課題共有	+	-	変化なし
4. 自治体との事業協力	+	-	変化なし
5. 法人独自の意思決定	+	-	変化なし

Q9-4 新法人へ移行後、現在、指定管理者として管理・運営している公の施設について、指定期間の満了後に再応募する予定はありますか。最もよくあてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。（○は1つ）

- | |
|---|
| 1. 現在、指定管理者となっているすべての施設で再応募したい（指定を受けたい） |
| 2. 現在、指定管理者となっている施設のうち、一部施設のみで再応募したい（指定を受けたい） |
| 3. 公募によらない場合のみ指定を受けたい |
| 4. 現時点では分からない |

Q9-5 次回の指定管理者の選定時に他団体と共同で応募することについて、どのようにお考えですか。最もよくあてはまるものを以下の選択肢から選び、番号に○を付けてください。（○は1つ）

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 積極的に検討したい | 2. 他団体から申し出があれば検討したい |
| 3. 単独で応募したい | 4. 現時点では分からない |

Q9-6 現在、貴法人が指定管理者として管理・運営している公の施設のうち、今年度で指定期間が満了する施設はありますか。あてはまるものを選び、番号に○を付けてください。

(○は1つ)

1. ある	2. ない
-------	-------

その施設の今期と来期の選定方法（公募・非公募）と来期の選定結果（貴法人が来期の指定管理者となることが議会で承認された施設数）について、該当する施設数をご記入ください。

	貴法人が来期の 指定を受けた施設数	
1. 今期・来期のいずれも公募	() 施設 …	() 施設
2. 今期は非公募、来期は公募	() 施設 …	() 施設
3. 今期は公募、来期は非公募	() 施設 …	() 施設
4. 今期・来期のいずれも非公募	() 施設 …	() 施設

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

【自由意見欄】

自治体財政が厳しさを増す中、自治体が出資する公益法人には公益法人制度改革や指定管理者制度、自治体財政健全化などへの対応が求められています。貴法人を取り巻く昨今の状況などについて、ご意見があれば自由にご記入ください。

ご記入いただいた調査票は
2009年1月12日(月)
までにご返送くださいますようお願いいたします。

共同研究・自治体公益法人調査委員会 調査委員会名簿

- 正 木 浩 司 北海道地方自治研究所研究員
- 伊 藤 久 雄 東京自治研究センター研究員
- 水 昭 仁 日本離島センター主任研究員（前・東京自治研究センター研究員）
- 勝 島 行 正 神奈川県地方自治研究センター事務局長
- 谷 本 有美子 神奈川県地方自治研究センター研究員
- 野 口 鉄 平 愛知地方自治研究センター研究員
- 櫻 井 純 理 大阪地方自治研究センター研究員
- 横 山 泉 自治研究センターおかやま研究員
- 吉 村 亜希子 熊本県地方自治研究センター事務局員
- 石 田 美恵子 佐賀県地方自治問題研究所研究員
- 徳 茂 万知子 全日本自治団体労働組合副委員長
- 永 田 一 郎 全日本自治団体労働組合組織局員
- ◎ 辻 山 幸 宣 地方自治総合研究所所長
- 佐 野 幸 次 地方自治総合研究所事務局長
- 菅 原 敏 夫 地方自治総合研究所研究員
- 飛 田 博 史 地方自治総合研究所研究員
- 田 口 一 博 地方自治総合研究所研究員
- 上 林 陽 治 地方自治総合研究所研究員
- 堀 内 匠 地方自治総合研究所研究員

(◎…主査 ○…作業チームメンバー)